

貝田速報&解説

2023 年

小型薄利企業の法人税優遇税率の延長

8月3日



DELIVER THE LATEST
INFORMATION

最新な財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯区宜山路 425 号光启城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>



優遇政策 延長 2027 年まで

財政部稅務總局公告 2023 年第 12 号

中小企業と個人事業主をさらに支援するために、税金政策を以下のように公告する。

一、**2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで**、個人事業主の年間課税所得額が 200 万元を超えない部分に対して、個人所得税を半減して徴収する。個人事業主は現行の他の個人所得税優遇政策を享受した上で、本条優遇政策を重ねて享受することができる。

二、**2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで**、**増値税小規模納税者、小型薄利企業と個人事業主**に対して資源税(水資源税を含まない)、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、耕地占用税と教育費付加、地方教育付加を**半減して徴収する**。

三、小型薄利企業に対して 25%減算して課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を納付する政策は、2027 年 12 月 31 日まで継続して実行する。**(企業所得税税率 5%の優遇政策は 2027 年まで)**

四、**増値税小規模納税者、小型薄利企業及び個人事業主**はすでに法に基づいて資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占用税、教育費付加、地方教育付加などのその他の優遇政策を享受している場合、本公告第二条に規定された優遇政策を重ねて享受することができる。

最新! 小微企业有关减免税政策延续至 2027 年底



财政部 税务总局
关于进一步支持小微企业和个体工商户发展有关税费政策的公告
财政部 税务总局公告2023年第12号

为进一步支持小微企业和个体工商户发展，现将有关税费政策公告如下：

一、自2023年1月1日至2027年12月31日，对个体工商户年应纳税所得额不超过200万元的部分，减半征收个人所得税。个体工商户在享受现行其他个人所得税优惠政策的基础上，可叠加享受本条优惠政策。

二、自2023年1月1日至2027年12月31日，对增值税小规模纳税人、小型微利企业和个体工商户减半征收资源税（不含水资源税）、城市维护建设税、房产税、城镇土地使用税、印花稅（不含证券交易印花稅）、耕地占用稅和教育費附加、地方教育附加。

三、对小型微利企业减按25%计算应纳税所得额，按20%的税率缴纳企业所得税政策，延续执行至2027年12月31日。

四、增值税小规模纳税人、小型微利企业和个体工商户已依法享受资源税、城市维护建设税、房产税、城镇土地使用税、印花稅、耕地占用稅、教育費附加、地方教育附加等其他优惠政策的，可叠加享受本公告第二条规定的优惠政策。

五、本公告所称小型微利企业，是指从事国家非限制和禁止行业，且同时符合年度应纳税所得额不超过300万元、从业人数不超过300人、资产总额不超过5000万元等三个条件的企业。

从业人数，包括与企业建立劳动关系的职工人数和企业接受的劳务派遣用工人数。所称从业人数和资产总额指标，应按企业全年的季度平均值确定。具体计算公式如下：

$$\text{季度平均值} = (\text{季初值} + \text{季末值}) \div 2$$

$$\text{全年季度平均值} = \text{全年各季度平均值之和} \div 4$$

年度中间开业或者终止经营活动的，以其实际经营期作为一个纳税年度确定上述相关指标。

小型微利企业的判定以企业所得税年度汇算清缴结果为准。登记为增值税一般纳税人新设立的企业，从事国家非限制和禁止行业，且同时符合申报期上月末从业人数不超过300人、资产总额不超过5000万元等两个条件的，可在首次办理汇算清缴前按照小型微利企业申报享受第二条规定的优惠政策。

六、本公告发布之日前，已征的相关税款，可抵减纳税人以后月份应缴纳税款或予以退还。发布之日前已办理注销的，不再追溯享受。

《财政部 税务总局关于进一步实施小微企业“六税两费”减免政策的公告》（财政部 税务总局公告2022年第10号）及《财政部 税务总局关于小微企业和个体工商户所得税优惠政策的公告》（财政部 税务总局公告2023年第6号）中个体工商户所得税优惠政策自2023年1月1日起相应停止执行。

特此公告。

财政部 税务总局
2023年8月2日

五、小型薄利企業とは、国の非制限と非ブラックリスト業界の企業で、同時に年度課税所得額が 300 万元を超えない、従業員数が 300 人を超えない、資産総額が 5000 万元を超えないなどの 3 つの条件に合致する企業を指す。

従業員数は、企業と労働関係を締結する従業員数と、企業が受け入れる劳务派遣用労働者数を含む。従業員数と資産総額の指標は、企業の年間四半期平均値に基づいて確定しなければならない。具体的な計算式は次のとおりです。

$$\text{四半期平均} = (\text{四半期初期値} + \text{四半期末値}) \div 2$$

$$\text{年間四半期平均} = \text{年間各四半期平均の和} \div 4$$

年度中間に開業または経営活動を終了した場合、その実際の経営期間を納税年度として上記の関連指標を確定する。

中小企業の判定は、企業所得税確定申告の結果を基準とする。増値税一般納税者として登録する新規企業は、国の非制限、非禁止業界に従事し、かつ同時に申告期間の先月末の従業員数が 300 人を超えず、資産総額が 5000 万円を超えないなどの 2 つの条件に合致している場合、初回の確定申告の前に小型薄利企業の申告に基づいて第 2 条に規定された優遇政策を享受することができる。

六、本公告が発表日までに、すでに徴収した関連税金は、納税者が以後の月の税金と相殺するあるいは還付することができる。公告日の前に閉鎖抹消の場合、遡って優遇を受けることができない

『財政部税務総局の中小企業「六税二費」減免政策のさらなる実施に関する公告』（財政部税務総局公告 2022 年第 10 号）及び『財政部税務総局の中小企業と個人工商世帯の所得税優遇政策に関する公告』（財政部税務総局公告 2023 年第 6 号）における個人工商世帯の所得税優遇政策は 2023 年 1 月 1 日から相応して執行を停止する

小型薄利企業の優遇税率一覧表

課税所得額	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024—2027 年
	税率						
100 万元以内	10%	10%	5%	2.50%	2.50%	5%	5%
100—300 万元	25%		10%	10%	5%		
300 万元以上		25%	25%	25%	25%	25%	25%

财政部 税务总局
关于增值税小规模纳税人减免增值税政策的公告

财政部 税务总局公告2023年第19号

为进一步支持小微企业和个体工商户发展，现将延续小规模纳税人增值税减免政策公告如下：

- 一、对月销售额10万元以下（含本数）的增值税小规模纳税人，免征增值税。
- 二、增值税小规模纳税人适用3%征收率的应税销售收入，减按1%征收率征收增值税；适用3%预征率的预缴增值税项目，减按1%预征率预缴增值税。
- 三、本公告执行至2027年12月31日。

特此公告。

财政部 税务总局
2023年8月1日

増値税小規模納税者の増値税減免政策に関する公告

財政部稅務總局公告 2023 年第 19 号

中小企業と個人事業者をさらに支援するため、現在、小規模納税者の増値税減免政策を継続して以下のように公告する。

- 一、月売上高 10 万元以下（10 万元を含む）の増値税小規模納税者に対して、増値税を免除する。
- 二、増値税小規模納税者は 3%徴収率の課税売上収入を適用し、減免して 1%の税率で増値税を徴収する。3%の予定徴収率の増値税項目は、減免して 1%の源泉徴収率で増値税を納付する。
- 三、本公告は 2027 年 12 月 31 日まで執行する。

传递最新资讯，时刻更新政策动态与解读！

DELIVER THE LATEST INFORMATION